

東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工業務仕様書

1 業務名

東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

3 業務の目的

本事業は大行司駅舎からBRTバス停までの階段に車いす用階段昇降機を設置するために、物件条件などに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境及び利用者への配慮等の観点から総合的な技術検討を行い、最適な車いす用階段昇降機を設置することを目的とする。

4 業務の概要

受注者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 実施設計業務（事前調査含む）
- (2) 設置工事
- (3) その他の関連する業務

5 業務の内容

- (1) 実施設計業務（事前調査含む）

本業務については、「大行司駅階段測量設計業務」を参照すること。

- ①車いす用階段昇降機に必要なすべての設備
- ②その他本業務に必要な事前調査

- (2) 設置工事

- ①車いす用階段昇降機設置に必要なすべての設備

- (3) その他の関連する業務

- ①関係機関への手続き業務

建築確認申請、福岡県福祉のまちづくり条例ほか、事業に伴う各種申請等の手続き業務（手数料等の負担を含む。）

なお、福岡県福祉のまちづくり条例については、適合証の交付を必須とする。

- ②住民説明等の近隣住民対応への協力等

6 提出書類等

- ①提出書類

契約後監督員が指示する「東峰村大行司駅車いす用階段昇降機設計施工関係書類一覧」のとおりとする。

②提出場所

東峰村ふるさと推進課 地域振興係

③その他

監督員の指示による

7 業務実施上の留意事項

(1) 施工業務に関する事項

①業務全般

(ア) 本業務箇所については、大行司駅階段整備工事施工後の設置となるため、階段整備工事施工業者と密に連絡調整をすること。

(イ) 施工業務を行う者は、発注者の監督員（以下「監督員」という。）と随時連絡をとりながら業務を遂行すること。

(ウ) 関係法令の遵守はもとより、工事関係者及び近隣住民の安全確保、地球環境保全への配慮をすること。

(エ) 施工に必要な各種申請等の手続きを工事工程に支障のないように実施し、必要に応じ各種許認可等に資料の写しを添付したものを監督員に提出すること。

(オ) 工事資機材の搬出入の際は、工事区域外での車両の駐車、工事に使用する道路の維持・管理及び清掃について自主管理を徹底すること。

(カ) 近隣住民に対し、説明に必要な資料等の作成を行うこと。

(キ) 騒音、振動の発生又は粉塵の飛散等に係る対策を行い、近隣への影響を最小限にすること。

(ク) 工事施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。

(ケ) 工事関係者等の安全を十分に確保すること。

(コ) 工事完成後、法的に必要な完了検査、検査済証取得等の手続きを遅滞なく行うこと。

(サ) 完了手続後、監督員のほか、発注者が発注する請負工事の検査に関する規定により検査を受けること。

8 その他

本仕様書に記載のない事項等については協議のうえ決定する。